

秋田中央警察署長告示第 1 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、放置車両を確認し、当該車両に確認標章を取り付ける事務その他これに付随する事務（以下「確認事務」という。）を受託した者（以下「放置車両確認機関」という。）の名称、主たる事務所の所在地、放置車両確認機関が確認事務を行う区域及び期間を次のとおり定めたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき告示する。

令和2年4月1日

秋 田 中 央 警 察 署 長 泉 浩 毅

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

ALSOK秋田管財株式会社

(2) 主たる事務所の所在地

秋田市卸町四丁目9番2号

2 放置車両確認機関が確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

別紙「秋田中央警察署駐車監視員活動ガイドライン」のとおり

なお、必要に応じて警察署長の指示により、その他の場所、時間帯において確認事務を行う。

(2) 期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

# 駐車監視員活動ガイドライン

重点路線

● 最重点路線

路線 (区間)	重点時間帯	令和元(平成31)年中取付件数
駅前環状線(広小路・中央通)、竿灯大通及び山王大通	8時～18時	0件

● 重点路線

路線 (区間)	重点時間帯	令和元(平成31)年中取付件数
国道7号線(臨海十字路～秋田市立体育館前交差点の間)	8時～18時	0件
国道13号線(秋田小松(株)前交差点～仁井田横山立体の)	8時～18時	0件
新国道(鉄砲町交差点～操車場入口交差点の間)	8時～18時	0件
新国道(市立病院入口交差点～茨島交差点の間)	8時～18時	0件
秋田岩見船岡線(手形陸橋～久保田町交差点の間)	8時～18時	0件
秋田岩見船岡線(五丁目橋交差点～古川添交差点の間)	8時～18時	0件
泉菅野線(操車場入口交差点～通町西交差点の間)	8時～18時	0件
市道(八橋一里塚交差点～面影橋)	8時～18時	0件
市道(県立体育館前交差点～面影橋)	8時～18時	0件
市道(八橋運動公園前交差点～球技場丁字路交差点)	8時～18時	0件

重点地域

● 最重点地域

地域	重点時間帯	令和元(平成31)年中取付件数
中通エリア(中通1丁目から中通7丁目、千秋公園区域及び千秋久保田町の一部区域)	8時～18時	196件

● 重点地域

地域	重点時間帯	令和元(平成31)年中取付件数
大町エリア(大町1丁目から大町5丁目)	8時～18時	9件
山王エリア(山王1丁目から山王7丁目、山王新町、山王中園町、山王臨海町、山王沼田町、山王中島町)	8時～18時	161件
南通エリア(南通亀の町、南通みその町、南通築地)	8時～18時	6件

## 秋田県警察秋田中央警察署